

94 東京大学法学部卒業生藤田隆三郎・西川鉄次郎他四名司

法省へ採用の件に付回答案 (明治十一年十月五日)

(欄外注記1)

案

第(三千三百八十三)号ヲ以テ御照会相成候法学科(卒業)生徒司

(抹消)

法省ニ採用之儀ニツキ夫々聞合セ候処本山正久儀ハ司法省奉職
之志願有之藤田隆三郎河上謹一之兩人ハ当時帰省中ニツキ今以
返答不仕野村鈺吉西川鎮次郎兩人ハ在京中ニ候ヘ其他ニ事故有
之未決又畠山重明儀ハ事情有之即今之処右奉職之志願無之儀申
出候右不取敢御答仕置未決之分ハ相分リ次第可及御答候也

綜理 加藤弘之

文部卿 西郷従道殿

(欄外注記2)

(朱書)

(丁第七拾号)

本部卒業生徒之内本山正久藤田隆三郎兩名司法省へ採用之件ニ
付該省来書相添云々御達之趣領承仍而右兩名エ明後日午前第九
時司法省エ出頭之義相達置候条此段及御答置候也

明治十一年十月五日 東京大学三学部綜理 加藤弘之

文部卿 西郷従道殿

〔欄外注記〕

〔朱書〕

〔丁第三百二十七号〕

〔加藤弘之
花押〕

〔浜尾新
花押〕

〔欄外注記2〕

〔綜理
加藤弘之
花押〕

同補

〔五十嵐恭次
記録掛
花押〕

〔文部省往復〕明治十一年分三冊之内丙号、㊦A25〕